破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２８号
宮崎県日南市吾田東９丁目３番30―202号、開始決定時の住所宮崎県日南市大字下方456番地１
破産者　徳井　義幸
１　決定年月日　平成26年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１１９号
石川県かほく市宇気タ44番地45
破産者　西谷　健治
１　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
２　一般調査期日　平成26年10月24日午後４時
平成26年８月26日　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７９号
和歌山市和歌浦東２丁目５番38号
破産者　岩﨑　光廣
１　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
２　一般調査期日　平成26年11月17日午後１時35分
平成26年８月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７１号
和歌山県岩出市野上野343番地の17、開始決定時の住所和歌山県紀の川市古和田373番地
破産者　岩田　親次
１　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
２　一般調査期日　平成26年11月17日午前10時10分
平成26年８月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１８０１号
大阪市住之江区御崎２丁目１番１―902号
破産者　株式会社ＴＡＴＳＵＭＩ物流
１　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
２　一般調査期日　平成26年10月20日午後３時30分
平成26年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７５号
埼玉県幸手市大字上高野2487番地３
破産者　小林　笑子（旧姓久保田）
１　破産債権の届出期間　平成26年９月30日まで
２　一般調査期日　平成26年11月４日午前10時15分
平成26年８月25日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
福島県郡山市八山田５丁目203番地　ビューラー美っ坦Ｄ棟105号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富久山町八山田字菱池１番地の81
破産者　柳澤ひでみ
１　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
２　一般調査期日　平成26年11月26日午前10時20分
平成26年８月27日
福島地方裁判所郡山支部破産係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０３６号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　株式会社オーアールエー
１　決定年月日　平成26年８月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第８号
石川県金沢市尾張町１丁目２番１号
清算株式会社　御室産業株式会社
代表清算人　西井　繁
１　決定年月日　平成26年８月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

監督命令

平成２６年（再）第１７号
堺市中区深阪2420番地ヒルズ深阪ハイツⅡ202号
再生債務者　株式会社沖崎組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区高麗橋４丁目４番９号　淀屋橋ダイビル２階　弁護士法人大阪西総合法律事務所　弁護士　桐山　昌己
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第２号
愛媛県西条市福成寺甲351番地の３
再生債務者　有限会社飯尾たまご
１　決定年月日時　平成26年８月25日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年11月17日から平成26年11月28日まで
松山地方裁判所西条支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１４２号
名古屋市北区喜惣治２丁目89番地
再生債務者　石松　慶一
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月16日まで
４　一般異議申述期間　平成26年９月24日から平成26年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第１３号
滋賀県蒲生郡竜王町大字小口1139番地42
再生債務者　渡辺　栄子
１　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月17日まで
４　一般異議申述期間　平成26年９月24日から平成26年10月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（再イ）第４号
長崎県東彼杵郡波佐見町岳辺田郷1339番地９
再生債務者　山口　恭一
１　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月18日まで
４　一般異議申述期間　平成26年10月２日から平成26年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２６年（再イ）第５６号
神戸市垂水区南多聞台４丁目１番24―204号
再生債務者　田中　清富
１　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年９月22日まで
４　一般異議申述期間　平成26年９月29日から平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係